

工 事 請 負 約 款 (案)

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする請負契約をいう。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾、解除等は、書面により行なわなければならない。
- 6 甲は、乙の求めにより、設計図書の意図を正確に伝えるための質疑応答又は説明の内容を乙に通知する。
- 7 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第2条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。
- 2 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物並びに検査済の工事材料及び建築設備の機器（いずれも製造工場等にある製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(監督員)

第4条 甲は、乙の工事について、自己に代わって指示監督する工事監督員(以下「監督員」という。)を定め、書面をもってその氏名等を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款に基づく甲の権限とされている事項のうち、甲が必要と認めて委任したもののほか、設計図書に定められた範囲内において、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 設計図書に基づく、工事施工の立会、工程の管理、工事の施工状況の確認及び乙の現場代理人に対する指示。
- (2) 設計図書に基づく、乙の作成した工事の施工のために必要な詳細図等の検査及び承認。
- (3) 設計図書に基づく、工事材料及び工事の施工に必要な工事仮設物の試験及び承認。
- (4) 関連する工事に対する工程等の調整。

(現場代理人及び監理技術者等)

第5条 乙は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者又は主任技術者を定め、書面をもってその氏名等を甲に通知する。また、専門技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定める場合、書面をもってその氏名等を甲に通知する。

2 乙は、現場代理人を定めたときは、書面をもってその氏名等を甲に通知する。

3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場の運営、取締りを行うほか、次の各号に定める権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

- (1) 請負代金額の変更
- (2) 工期の変更
- (3) 請負代金の請求又は受領
- (4) 工事の中止、この契約の解除及び損害賠償の請求

4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者又は主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(完成及び検査)

第6条 乙は、工事を完了したときは、設計図書のとおりに実施されていることを確認して、甲に検査を求め、甲は、速やかにこれに応じて乙の立会いのもとに検査を行う。

2 検査に合格しないときは、乙は、工期内又は甲の指定する期間内に、修補し、又は改造して、再度甲の検査を受ける。

3 乙は、工期内又は甲の指定する期間内に、仮設物の取払い、後片付け等の処置を行う。ただし、処置の方法について甲の指示があるときは、当該指示に従って処置する。

- 4 前項の処置が遅れている場合において、催告しても正当な理由がなくなお行われな
いときは、甲は、代わってこれを行い、その費用を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第7条 乙は、その責めに帰する理由により、本工事の実施に関して甲又は第三者に損
害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(暴力団の排除等)

第8条 甲は、乙又は乙の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者
(下請負が数次にわたるときはそのすべてを含む)が次の各号の一に該当する場合、何
らかの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的
勢力(以下「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をして
いると認められるとき。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、甲又は甲の関係者に対し、搾術、暴力的行為、又
は脅迫的言辞を用いたとき。
- 2 甲は、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、乙が損害を生じても甲は
何らこれを賠償ないし補償することは要せず、又かかる解除により甲に損害が生じた
ときは、乙はその損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除す
ることができる。

- (1) この契約に違反したとき
 - (2) この契約を遂行することが困難なとき
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、契約金額の全部若しくは一部を支払
わず、又はすでに支払った契約金額の全部若しくは一部の返還を乙に請求することがで
きる。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第10条 乙は、請負工事等の履行に関連して知り得た個人情報及び秘密を他に漏洩して
はならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

- 2 乙は、前項の個人情報の保護及び秘密の保持について、その従事者に周知し徹底しな
ければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報の保護等の状況について調査を実施
することができる。乙はこの調査に協力しなければならない。

(補則)

第11条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。